

最上の魅力向上による地域づくり支援事業費補助金 募集要項

1 目的・趣旨

地域住民の皆さんによる地域の活性化や地域課題の解決につながる主体的で継続的な活動への支援を通して、地域活動を促進するとともに、地域の魅力を高め、地域を誇りに思う心を醸成します。

2 事業の概要

◆団体の要件

- 以下のすべてに該当する団体とします。ただし、政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体及び暴力団、その関係者が属する団体は除きます。
 - ① 運営に関する規則（定款、規約、会則等）を整備していること
 - ② 代表者が明らかであること
 - ③ 最上地域に事務局があり、申請日時点で団体の構成員の過半数が最上地域の住民により構成されていること

◆活動の要件

- 以下のすべてに該当する活動とします。
 - ① 最上地域において取り組む活動であること
 - ② 地域の活性化や地域課題の解決につながる活動であること
 - ③ 長期的な視点に立ち、継続した取り組みが期待できる活動であること

◆助成の内容

- 10万円を上限として、補助対象経費の1/2以内の額を助成します。
- 他地域への波及性が期待できる事業として、最上地域内の市町村をまたいだ広域的な活動を行っている場合には、上限額を15万円とします。（活動の例は別表のとおり）
- 補助対象経費は、以下のとおりです。

科 目	内 容
謝 金	外部講師等に係る謝礼 等
旅 費	外部講師等に係る交通費・宿泊費、団体の調査活動等に係る交通費 等
印 刷 製 本 費	パンフレット、チラシ、ポスター、各種資料等に係る印刷費 等
消 耗 品 費	会議の開催等に係る資料作成経費、イベントの開催等に係る原材料費、燃料費、看板作成経費 等
備 品 購 入 費	事業の実施のために必要な機器・機材の購入経費 等 （単価5万円以上の機器・機材等の備品購入費等は対象外）
通 信 運 搬 費	郵送料、機材等に係る運搬料 等
保 険 料	イベントの開催等に係る傷害保険料 等
食 糧 費	会議等での茶菓子 （講師等への弁当など食事等は対象外）
使 用 料	会場等に係る賃借料、機器・機材等に係るリース・レンタル料 等
そ の 他	上記のほか、知事が活動のために必要と認める経費

- 事業における収入等の額が補助対象経費以外の経費の額を上回る場合は、補助対象経費は、事業費の総額から当該収入等の額を控除した額となります。

3 応募について

◆応募期間

令和7年4月10日（木）から令和7年5月30日（金）まで

◆提出書類

- ① 事業審査申請書（別記様式）
- ② 事業計画書（別記様式第1号）
- ③ 収支予算書（別記様式第2号）
- ④ 事業内容説明書（別記様式第3号）
- ⑤ 団体構成員名簿（別記様式第4号）
- ⑥ 団体の運営に関する規則の写し
- ⑦ その他参考となる資料等

（選定委員会により事業採択後）

- ⑧ 補助金交付申請書（規則別記様式第1号）
- ⑨ 口座振込依頼票（別記様式第5号）
※通帳の写しを添付してください。
※振込口座は原則として団体名義のものを準備してください。

◆提出方法

電子メールまたは郵送で提出してください。
※書類への押印は不要です。

4 審査について

◆審査方法

- 有識者等により構成する選定委員会において、応募団体によるプレゼンテーション（活動内容の説明）を実施のうえ審査します。
- 選定委員会開催時期（予定）：6月中旬

◆審査項目

- 主な審査項目は、以下のとおりです。

項 目	内 容
実 施 方 針	○事業の趣旨、目的は明確か
実 現 性	○実現可能な事業計画になっているか ○経費の積算は妥当か
地 域 性	○地域の活性化や地域課題の解決の一助となる取組みか
広 域 性	○団体が主に活動する市町村以外へ広がる可能性のある取組みか
継 続 性	○支援終了後も安定して継続・成長していく可能性があるか
発 展 性	○他の団体等へ波及し、発展する可能性があるか
そ の 他	以下の事項のいずれかに該当するか ・新たな事業の立上げなど、団体が著しく成長する活動 ・従来にない視点による新しい活動

◆審査結果の通知

- 審査結果は、選定委員会後、応募団体に文書でお知らせします。事業が採択された団体は速やかに補助金交付申請書を提出してください。
- 通知時期（予定）：6月下旬

◆助成の件数

4件程度（予算の範囲内で決定）

5 留意事項

事業が採択された団体は、各団体の活動終了後、各団体のPRを兼ねて県ホームページにて団体名、事業内容、補助金額等を公表させていただく予定です。

※提供いただいた写真は、広報等に使用させていただく場合がありますのでご了承ください。

6 提出・問い合わせ先

最上総合支庁 総務企画部 総務課 連携支援室 高橋

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034

TEL：0233-29-1239 FAX：0233-23-2615

MAIL：ymogamirenkei@pref.yamagata.jp

(別表) 市町村をまたいだ広域的な活動の例

(例1) 団体の主な活動地以外の市町村で事業を実施する場合	
団体の主な活動地 (例) 新庄市 事業実施 ※団体の主な活動地以外のいずれかの市町村 金山町 最上町 舟形町	【留意事項】 - 単に実施場所を団体の主な活動地以外とするだけではなく、<u>事業実施市町村の魅力向上や地域住民との交流等につながる事業</u>にすること。 - 団体の主な活動地とそれ以外の市町村で2回事業実施するの也可。
(例2) 複数の市町村の住民が事業に参加する場合	
団体の主な活動地 (例) 新庄市 事業実施 ※どの市町村でも可 複数市町村から参加 真室川町 大蔵村 鮭川村	【留意事項】 - 各市町村の地域おこし協力隊が集まるイベント、各市町村からの出店があるマルシェなど、<u>複数市町村間での交流が見込まれる事業</u>であること。 - 自由参加のイベントで、各市町村からの来場者が見込まれる程度では不可。 - 講師を事業実施市町村外から呼んだだけでは「波及性がある」とは言い難いので不可。
(例3) 団体構成員に複数の市町村の住民が含まれている場合	
団体の主な活動地 (例) 新庄市 構成員 10 人 最上町 2人 新庄市 4人 金山町 2人 戸沢村 2人	【留意事項】 <u>3市町村以上</u>の住民が含まれていること。 - 各市町村から集まっているだけではなく、<u>団体の主な活動地以外での情報発信やイベント実施など、広域的な活動実績がある</u>こと。